

2019年度
民事訴訟法講義
秋学期 第1回

関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 訴訟行為の追完 (97条)

訴訟行為の追完

- 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後1週間以内（外国に在る当事者については2月以内）に限り、不変期間内にすべき訴訟行為を追完することができる（[97条](#)1項）。
- 追完は、期間徒過後に追完事由（当事者の責めに帰すことのできない不変期間不遵守の事由）を主張してその行為をすることである。

追完事由

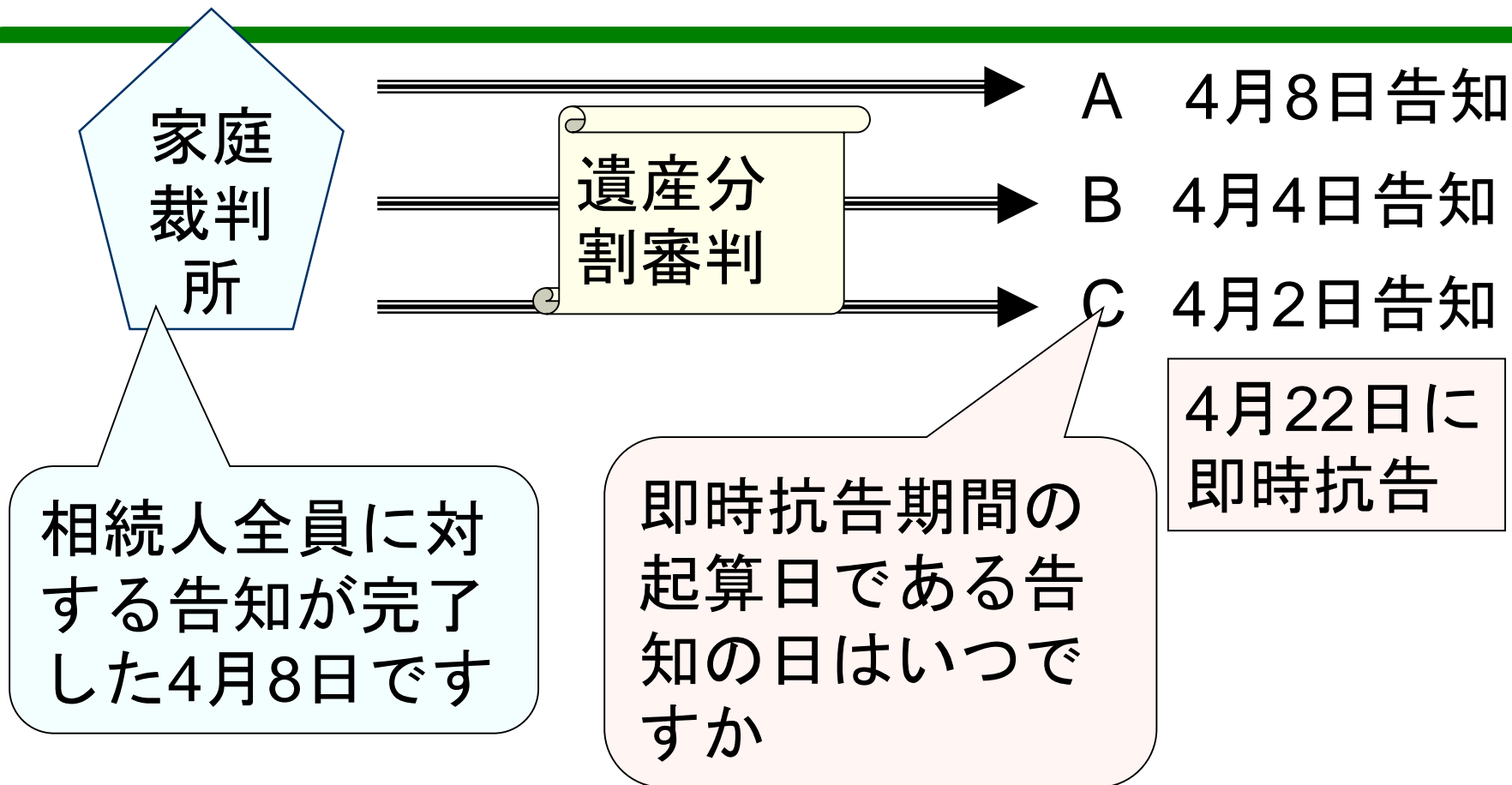
- 天災
- 通常人の合理的予測を超えた人為的理由による通信・交通手段の遅延・途絶（訴訟行為をなすために利用した交通機関の重大事故など）
- 不変期間の起算点について判例が確立していない場合に裁判所書記官の教示に従ったこと
- 利害の対立する同居人による送達書類の隠匿

非追完事由

- ✓ 公示送達あるいは付郵便送達がなされたために当事者が送達書類を了知することができなかったこと自体は、追完事由にはならない。

この理由による追完を認めれば、これらの送達制度が機能しなくなるからである。

設例1



家事審判法14条により即時抗告期間は2週間

最決平成15年11月13日 (1)

即時抗告の起算日

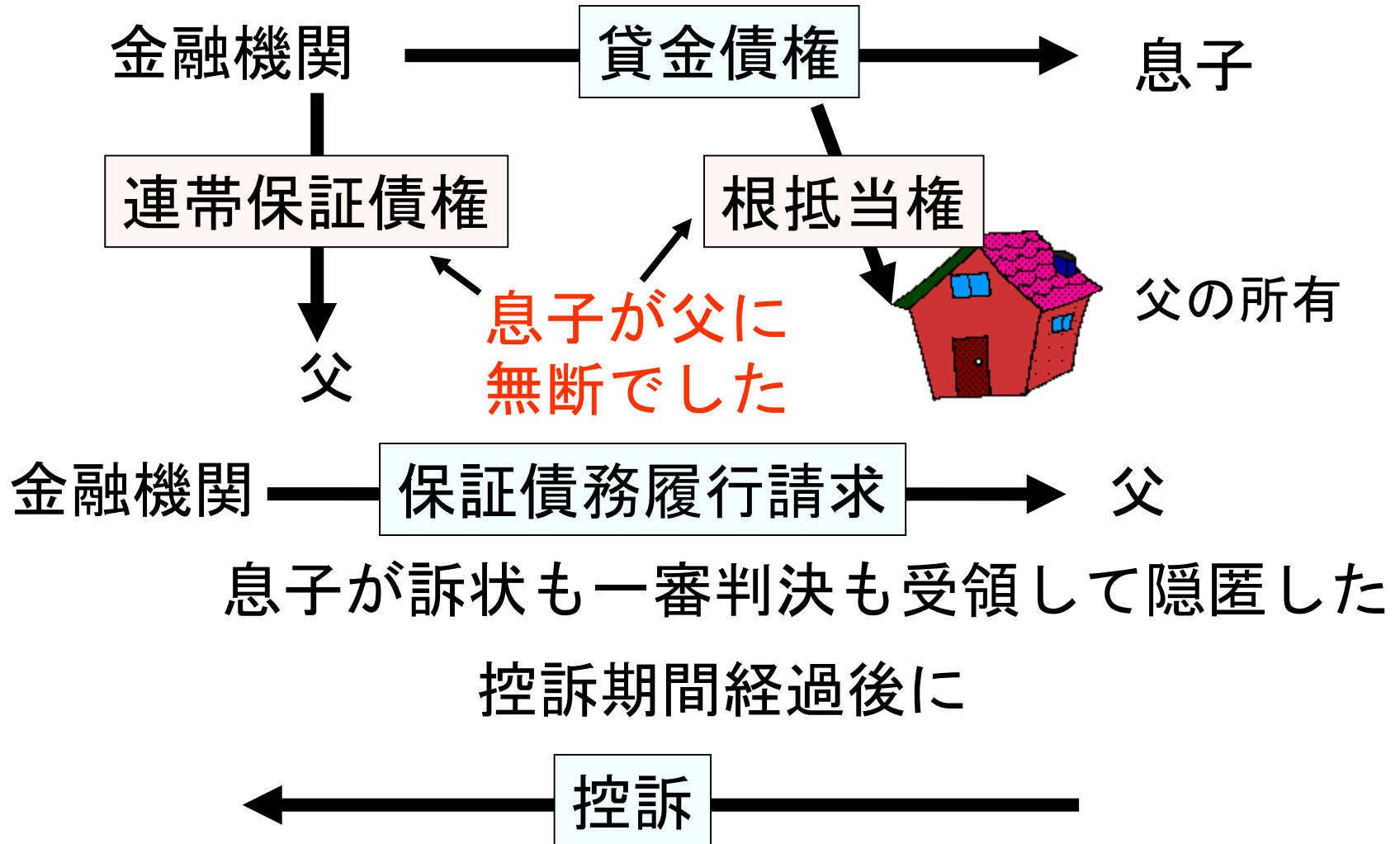
遺産分割申立てについての審判に対する即時抗告期間は、審判の告知の日が各相続人ごとに異なる場合でも、各相続人が審判の告知を受けた日から進行する。

最決平成15年11月13日 (2)

追完肯定

1. 即時抗告期間に関して最高裁判例がなく、家庭裁判所において、告知を受けた日のうち最も遅い日から全員について一律に進行すると解する取扱いも相当広く行われていて、
 2. 抗告人が家庭裁判所に問い合わせた際に、裁判所書記官が、この取扱いを前提とする趣旨の回答をし、
 3. 抗告人がこの回答に基づき、その日から2週間以内に即時抗告をしたという事情がある場合は、
- 追完を認めるのが相当である。

設例2



東京高判平成6年5月30日 (1)

補充送達は有効

送達機関が、送達を実施するに際し、送達名宛人と同居者との間の事実上の利害関係の有無を、外形から明瞭に判定することは極めて困難であり、そのように外形上客観的に明らかでない事情によって送達の効力が左右されるとすることは、手続の安定を著しく害することとなるから、右両者間に事実上の利害の対立関係がある場合であっても、同居者の送達受領権限は否定されない。

東京高判平成6年5月30日 (2)

追完肯定

- 控訴人が高齡でその経歴を考慮すれば自ら訴訟追行することは期待できず、
- また、弁護士を訴訟代理人に選任するだけの資力を有しなかったことを考慮して、
- 控訴の追完期間の始期が、控訴人が法律扶助決定の通知を受けて訴訟代理人弁護士を委任しうる状態となった日とされた。